

会津若松市新斎場整備運営事業

設計・建設工事請負契約書（案）

令和8年8月

福島県会津若松市

**会津若松市新斎場整備運営事業
設計・建設工事請負仮契約書（案）**

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|---|---|---|----------------------|--|----|------------------------------|--|--|---|---|--|----------------------|--|----|-----------------------------|--|--|---|---|--|----------------------|--|----|-----------------------------|--|--|---|---|--|----------------------|--|----|-------------------------------|--|--|---|---|--|----------------------|--|----|----------------------------|--|--|---|---|--|----------------------|--|----|
| 1 | 事業名 | 会津若松市新斎場整備運営事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 工事名 | 会津若松市新斎場整備工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 工事場所 | 会津若松市門田町大字黒岩字石高甲 807 番地外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 履行期間 | 会津若松市議会の議決を得た日の翌日（会津若松市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）から令和 13 年 3 月 31 日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 契約金額 | <table border="0" style="margin-left: 20px;"><tr><td>金</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額</td><td>円）</td></tr><tr><td colspan="3">うち施設整備対価 A-1（設計業務等費用）に係る契約金額</td></tr><tr><td>金</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額</td><td>円）</td></tr><tr><td colspan="3">うち施設整備対価 A-2（建設業務費用）に係る契約金額</td></tr><tr><td>金</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額</td><td>円）</td></tr><tr><td colspan="3">うち施設整備対価 A-3（外構工事費用）に係る契約金額</td></tr><tr><td>金</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額</td><td>円）</td></tr><tr><td colspan="3">うち施設整備対価 A-4（解体撤去業務費用）に係る契約金額</td></tr><tr><td>金</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額</td><td>円）</td></tr><tr><td colspan="3">うち施設整備対価 A-5（その他費用）に係る契約金額</td></tr><tr><td>金</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額</td><td>円）</td></tr></table> | 金 | 円 | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | うち施設整備対価 A-1（設計業務等費用）に係る契約金額 | | | 金 | 円 | | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | うち施設整備対価 A-2（建設業務費用）に係る契約金額 | | | 金 | 円 | | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | うち施設整備対価 A-3（外構工事費用）に係る契約金額 | | | 金 | 円 | | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | うち施設整備対価 A-4（解体撤去業務費用）に係る契約金額 | | | 金 | 円 | | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | うち施設整備対価 A-5（その他費用）に係る契約金額 | | | 金 | 円 | | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| 金 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち施設整備対価 A-1（設計業務等費用）に係る契約金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち施設整備対価 A-2（建設業務費用）に係る契約金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち施設整備対価 A-3（外構工事費用）に係る契約金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち施設整備対価 A-4（解体撤去業務費用）に係る契約金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち施設整備対価 A-5（その他費用）に係る契約金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 契約保証金 | 第 3 条のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

会津若松市新斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）に係る上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書●通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自 1 通を保有する。なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結し、この契約についての議会の議決をもって契約に読み替える。

(特約条項条文)

この契約は、この契約が議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、市は一切その賠償の責に任じない。

仮契約日 令和 年 月 日

発注者 会津若松市

受注者●●共同企業体

代表企業

構成員

構成員

構成員

目次

第1章 総則	1
第1条（総則）	2
第2条（請負代金内訳書）	2
第3条（契約の保証）	3
第4条（適正な労務費の確保）	3
第5条（権利義務の譲渡等）	4
第6条（一括再委託又は一括下請負の禁止）	4
第7条（下請負人の通知）	4
第8条（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）	4
第9条（監督員）	4
第2章 供用開始までの統括管理業務	5
第10条（供用開始までの統括管理業務）	5
第11条（モニタリング）	6
第3章 各種調査業務	6
第12条（各種調査業務）	6
第4章 設計業務	7
第13条（設計業務）	7
第14条（管理技術者）	7
第15条（業務に係る受注者の提案）	7
第16条（完了確認）	7
第17条（設計業務の中止）	8
第18条（著作権の譲渡等）	8
第19条（著作権の侵害の防止）	8
第5章 建設業務	9
第20条（建設業務）	9
第21条（現場代理人及び主任技術者等）	9
第22条（履行報告）	9
第23条（関連工事の調整）	9
第24条（工事材料の品質及び検査等）	10
第25条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	10
第26条（工事用地の確保等）	10
第27条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	11
第28条（工事の中止）	11
第29条（著しく短い工期の禁止）	12

第 30 条（部分使用）	12
第 6 章 解体撤去業務	12
第 31 条（解体撤去業務）	12
第 7 章 予約システム・運営支援システム整備業務	12
第 32 条（予約システム・運営支援システム整備業務）	12
第 8 章 共通事項	12
第 33 条（特許権等の使用）	12
第 34 条（意匠の実施の承諾等）	13
第 35 条（支給材料及び貸与品）	13
第 36 条（関係者等に関する措置請求）	14
第 37 条（条件変更等）	14
第 38 条（募集要項等及び実施設計図書の変更）	15
第 39 条（受注者の請求による履行期間の延長）	15
第 40 条（発注者の請求による履行期間の短縮等）	15
第 41 条（履行期間の変更方法）	15
第 42 条（請負代金額の変更方法等）	16
第 43 条（物価変動に基づく請負代金額の改定）	16
第 44 条（臨機の措置）	16
第 45 条（一般的損害）	16
第 46 条（第三者に及ぼした損害）	17
第 47 条（不可抗力による損害）	17
第 48 条（法令変更）	18
第 49 条（請負代金額の変更に代える募集要項等又は実施設計図書の変更）	18
第 50 条（検査及び引渡し）	18
第 51 条（請負代金の支払）	19
第 52 条（前金払及び中間前金払）	19
第 53 条（保証契約の変更）	20
第 54 条（前払金の使用等）	21
第 55 条（部分払）	21
第 56 条（部分引渡し）	22
第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）	22
第 58 条（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）	23
第 59 条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）	23
第 60 条（第三者による代理受領）	23
第 61 条（前払金等の不払に対する工事中止）	23

第 62 条（契約不適合責任）	24
第 63 条（発注者の任意解除権）	24
第 64 条（発注者の催告による解除権）	24
第 65 条（発注者の催告によらない解除権）	25
第 66 条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	26
第 67 条（受注者の催告による解除権）	26
第 68 条（受注者の催告によらない解除権）	26
第 69 条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	26
第 70 条（解除に伴う措置）	26
第 71 条（発注者の損害賠償請求等）	27
第 72 条（談合等の不正行為に係る違約金）	28
第 73 条（受注者の損害賠償請求等）	28
第 74 条（契約不適合責任期間等）	29
第 75 条（火災保険等）	29
第 76 条（賠償金等の徴収）	30
第 77 条（あっせん又は調停）	30
第 78 条（仲裁）	30
第 79 条（情報通信の技術を利用する方法）	30
第 80 条（補則）	30

第1章 総則

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、第3項に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（第3項に定める書類及び図面を内容とする設計・施工一括型工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、この契約と募集要項等及び本件提案との間に矛盾抵触がある場合は、この契約、募集要項等、本件提案の順にその解釈が優先する。ただし、募集要項等と本件提案の内容に差異があり、本件提案に記載された性能又は水準が、募集要項等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で本件提案の記載が募集要項等の記載に優先する。
- 2 この契約における用語の定義は、この契約で別段の定めがない限り、次の各号のとおりとする。なお、次の各号に定めのない用語は、基本契約の定義による。
- (1) 「請負代金額」とは、頭書記載の契約金額をいう。
 - (2) 「基本契約」とは、発注者と受注者の構成員等との間で締結された令和9年3月●日付基本契約（その後の変更を含む。）をいう。
 - (3) 「募集要項等」とは、令和8年8月●日付「会津若松市新斎場整備運営事業 募集要項」及び付属資料（要求水準書、基本契約書（案）、設計・建設工事請負契約書（案）、稼働準備業務委託契約書（案）、指定管理業務に関する仮協定書（案）、優先交渉権者決定基準、様式集）等、市が公募の際に公表した書類一式（その後優先交渉権者選定までに公表されたそれらの修正及び質問への回答を含む。）をいう。
 - (4) 「本件提案」とは、優先交渉権者が令和9年1月●日付で提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として優先交渉権者がこの契約の締結日までに市に提出したその他一切の文書をいう。
 - (5) 「本事業」とは、会津若松市新斎場整備運営事業をいう。
 - (6) 「本業務」とは、施設整備業務を個別に又は総称していう。
 - (7) 「設計業務」とは、本施設に係る設計業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
 - (8) 「建設業務」とは、本施設に係る建設業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
 - (9) 「外構工事」とは、建設業務のうち外構工事に関する部分をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
 - (10) 「解体撤去業務」とは、現斎場の解体及び撤去に関する業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
 - (11) 「予約システム・運営支援システム整備業務」とは、本施設の予約受付と本施設内における運営を支援するシステムを構築する業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
 - (12) 「本施設」とは、本事業において新たに整備する建物、設備、火葬炉、什器備品及び駐車場を含む、維持管理区域内の建築物及び外構などの全てをいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
 - (13) 「優先交渉権者」とは、本事業に関する事業者選定手続において優先交渉権者として選定された●●グループをいう。
- 3 受注者は、本業務を契約書記載の期間又は履行期間内に完了し、契約書の記載に従い、設計図書等（受注者が、設計業務の履行として、工事目的物を建設する為に作成し発注者に提

出する基本設計図書、実施設計図書、各種許認可申請図等及び工事目的物を建設する為に必要な一切の書類等をいう。以下同じ。）、業務報告書等（業務報告書及び発注者が指示した書類等をいう。以下同じ。）及び工事目的物その他の本業務の成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、契約書の記載に従い、その請負代金を支払うものとする。

- 4 受注者は、仮設、施工方法その他工事目的物その他の本業務の成果物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約及び募集要項等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び募集要項等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 14 受注者は、本事業が施設整備と維持管理・運営を包括で実施するDBO方式であることを踏まえ、積極的に維持管理・運営グループと合同の会議を開催し、維持管理・運営業務を見据えた本業務が実施できるよう、調整を行うものとする。

（請負代金内訳書）

- 第2条 受注者は、この契約締結後5日（会津若松市の休日を定める条例（平成元年会津若松市条例第40号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に、募集要項等及び本件提案に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
 - 3 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第71条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第4条 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
 - (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
 - (1) 前項第1号の支払に関する書面
 - (2) 前項第2号の支払に関する書面

- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、設計図書等（未完成の設計図書及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第24条第2項の規定による検査に合格したもの及び第55条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、本業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

（下請負人の通知）

第7条 受注者は、発注者に対して、本業務の一部を委託し、又は請け負わせた者（以下「下請負人」という。）の商号又は名称その他必要な事項を書面により通知しなければならない。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第8条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が次の各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類を受注者が発注者に提出したときはこの限りではない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 募集要項等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

- (3) 本業務の進捗の確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- (4) 募集要項等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

第2章 供用開始までの統括管理業務

（供用開始までの統括管理業務）

- 第10条 受注者は、本業務に関して、受注者が実施する個別業務について、施設整備期間の全期間にわたり、適切な管理体制を構築し、総合的かつ包括的に統括して管理しなければならない。
- 2 受注者は、要求水準書及び別紙1に定めるところにより、設計業務着手時に、各種調査、設計（基本設計・実施設計）、建築確認申請等の行政関連手続き、建設工事、解体撤去工事、予約システム・運営支援システムの整備、発注者への引渡し時期等に関して記載した事業スケジュール表を作成して、発注者に提出するものとする。業務の進捗状況により変更が生じた場合は、必要に応じて更新し、発注者に提出して報告するものとする。
 - 3 受注者は、要求水準書及び別紙1に定めるところにより、各業務着手前までに、業務着手届、業務工程表、業務計画書及びその他法令、募集要項等及び本件提案に基づき各業務の着手時に提出が必要となる書類を提出した上で、各業務に着手するものとする。
 - 4 受注者は、要求水準書及び別紙1に定めるところにより、基本設計の着手時、基本設計の完了時、実施設計期間中、建設工事着手前（実施設計完了時）、建設工事途中の毎事業年度、建設工事完了時、解体撤去工事着手時、解体撤去工事完了時、予約システム・運営支援システムの整備着手時、予約システム・運営支援システムの整備完了時の各段階において、業務の進捗に応じたコスト管理計画書を作成し、発注者に提出するものとする。なお、実施設計期間中については、中間時点及び中間時点以降に月1回程度、建設費の概算額を発注者に報告するものとする。
 - 5 各段階のコスト管理計画書は、業務の進捗に応じた構成、内容とし、詳細は事前に発注者と協議の上、作成するものとする。建設工事着手前（実施設計完了時）のコスト管理計画書は、内訳明細書に基づくものとし、受注者はこれに基づき、コストの適正な管理を行うものとする。
 - 6 前5項に定めるほか、受注者は、各業務の実施にあたり、必要な書類を定められた時期に提出するものとする。また、発注者からの申し出があった場合には、追加資料等の提出に応じるものとする。

(モニタリング)

- 第 11 条 受注者は、本業務に関して、募集要項等及び本件提案に基づき実施されていることを確認するために、要求水準書及び別紙 1 に定めるところにより、セルフモニタリングを行うものとする。
- 2 受注者は、各業務開始日の 1 か月前まで（ただし、設計業務については業務開始日まで）に、募集要項等及び本件提案の内容を踏まえ、自らが実施するセルフモニタリングの時期、項目及び内容、方法等を示したセルフモニタリング実施計画書を作成し、発注者の承認を得なければならない。なお、セルフモニタリング実施計画書の作成にあたっては、要求水準書に規定する内容及び発注者が実施するモニタリングとの連携を前提に、セルフモニタリングの項目、方法等を発注者に提案し、発注者と協議の上、その内容を定めるものとする。また、各業務が要求水準を満たしていることを客観的に確認する仕組みを導入するものとする。
 - 3 受注者は、セルフモニタリング実施計画書に基づいてセルフモニタリングを実施し、別紙 1 に定める時期にセルフモニタリング実施報告書を作成し、発注者に提出・報告するものとする。セルフモニタリング実施報告書の作成にあたっては、セルフモニタリングの結果を取りまとめるほか、自らの達成度や成果等について分析・評価を行うものとする。
 - 4 セルフモニタリングの結果により、受注者の各業務の実施内容が募集要項等及び本件提案に基づくサービス水準（以下、「サービス水準」という。）に到達していない恐れがあると判断した場合には、速やかに発注者に報告の上、改善方法について検討し、改善するものとする。
 - 5 発注者は、セルフモニタリング実施報告書及び受注者の報告に基づき、受注者の各業務の実施内容がサービス水準を達成しているか否かを確認する。また、必要と判断した場合には随時、現地における確認を行うものとする。
 - 6 発注者は、サービス水準の確保のために重要と判断した場合には、別紙 1 に定めるところにより中間確認を行うものとする。この場合において、発注者は、必要に応じて施工部分を最小限破壊して品質・性能の確認を行うことができるものとし、その確認及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。
 - 7 受注者は、前 2 項に定める発注者によるモニタリングの実施につき、発注者に対して最大限の協力を行うものとする。
 - 8 発注者は、第 2 項の承認をしたこと、第 4 項の報告を受けたこと及びこれに対し指摘事項を伝え若しくは意見を述べたこと、第 5 項の確認をしたこと、又は第 6 項の中間確認をしたことを理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第 3 章 各種調査業務

(各種調査業務)

- 第 12 条 受注者は、要求水準を踏まえ関係法令に基づき、官公庁手続きに関連して必要となる事前調査及び敷地測量、周辺家屋調査の他、地質調査、電波障害対策調査、土壤汚染調査、既存建築物にかかる調査（ダイオキシン、アスベスト類等）、その他必要な調査を自らの責任と費用負担において必要に応じ実施するものとする。
- 2 受注者は、前項の各調査に着手する前に調査計画書を提出し、発注者に提出するとともに、調査完了後は調査結果をまとめた報告書等を作成し、発注者に提出するものとする。
 - 3 第 1 項の調査に際し必要となる近隣への説明及び調整等は、受注者において実施するものとする。

- 4 受注者は、第1項の調査が及ぼす影響（交通面、施設利用面、騒音・振動等）を最小限に抑える工夫を行うとともに、問題発生時には適切な対応を行うものとする。
- 5 発注者は、現斎場の建物、建築設備、火葬炉等又は工事用地について、事前に予期することができない地質障害、地中障害物及び土壌汚染に起因して発生する合理的費用を負担する。受注者は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。ただし、第1項に規定する調査又はその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、受注者は当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担するものとする。

第4章 設計業務

（設計業務）

第13条 受注者は、募集要項等及び本件提案に基づき、設計業務を行うものとする。

- 2 受注者は、定期的に、又は発注者の請求がある場合には随時、設計業務の進捗状況に関して発注者に報告するとともに、必要があるときは、設計業務の内容について発注者と協議するものとする。
- 3 発注者は、受注者に対して、設計業務の処理状況について随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、設計業務の実施について必要な指示をすることができる。
- 4 受注者は、法令を遵守のうえ、工程表で定められた基本設計図書及び実施設計図書の提出期限までに、それぞれ発注者に対して基本設計図書及び実施設計図書等を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

（管理技術者）

第14条 受注者は、設計業務の処理について、技術上の管理をつかさどる管理技術者を定め、設計業務着手時に提出する書類に含めてその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

（業務に係る受注者の提案）

第15条 受注者は、募集要項等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき募集要項等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、募集要項等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により募集要項等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

（完了確認）

第16条 発注者は、第13条第4項の規定に基づく実施設計図書の提出を受けたときは、その提出を受けた日から10日以内に、設計業務の完了確認をするための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による検査の結果、提出された実施設計図書等が、法令、この契約の規定、募集要項等若しくは本件提案を満たさず、又は発注者及び受注者の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。

- 3 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受注者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。当該是正を行うにおいて受注者に増加費用の負担や損害が発生したときにおいて、受注者がかかる是正を要する事項が募集要項等又は発注者若しくは監督員の指図が不適當であったことに基づくこと及びその増加費用額や損害額を書面等により証明したうえで請求してきた場合は、発注者は合理的な範囲でその負担をするものとする。ただし、受注者が募集要項等又は発注者若しくは監督員の指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、受注者は、設計業務の前に募集要項等の内容について確認をするものとし、矛盾その他募集要項等の内容に従い建設業務を行った場合に支障等が生じる事項を発見した場合は速やかに発注者に通知する。受注者は設計業務後、当該確認が不十分であったことにより発見できなかった募集要項等の不適合について発注者に何らの請求を行うことができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、第3項に規定する再検査の場合に準用する。

(設計業務の中止)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、設計業務の中止内容を受注者に通知して、設計業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により設計業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは施設整備対価 A-1（設計業務等費用）のうち設計業務に要する費用を変更し、又は受注者が設計業務の続行に備え設計業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第18条 受注者は、本業務の成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物

（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作権に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物及び契約を履行する上で得られた記録等が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該目的物及び記録等を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず、当該成果物及び契約を履行する上で得られた記録等の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(著作権の侵害の防止)

第 19 条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第 5 章 建設業務

(建設業務)

第 20 条 受注者は、募集要項等、本件提案及び実施設計図書に基づき、建設業務を行うものとする。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 21 条 受注者は、建設業務に関し、雇用している者又は役員の中から次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、募集要項等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者

(同法第 26 条第 3 項の工事の場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者。ただし、当該工事が同法第 26 条第 3 項ただし書きの工事に該当する場合はこの限りではない。)

(3) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、建設業務の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、施設整備対価 A-2（建設業務費用）及び施設整備対価 A-3（外構工事費用）の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 36 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限のうち建設業務に係るものを行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第 22 条 受注者は、募集要項等に定めるところにより、建設業務の履行について発注者に報告しなければならない。

(関連工事の調整)

第 23 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 24 条 工事材料の品質については、募集要項等及び実施設計図書に定めるところによる。募集要項等及び実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、募集要項等及び実施設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を、監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第 25 条 受注者は、募集要項等及び実施設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、募集要項等及び実施設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて募集要項等及び実施設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、募集要項等及び実施設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(工事用地の確保等)

第 26 条 発注者は、工事用地その他募集要項等及び実施設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（募集要項等及び実施設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、募集要項等又は実施設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 27 条 受注者は、工事の施工部分が募集要項等及び実施設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは施設整備対価 A-2（建設業務費用）及び施設整備対価 A-3（外構工事費用）を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第 24 条第 2 項又は第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が募集要項等及び実施設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(工事の中止)

第 28 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは施設整備対価 A-2（建設業務費用）及び施設整備対価 A-3（外構工事費用）を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第29条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（部分使用）

第30条 発注者は、第50条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第6章 解体撤去業務

（解体撤去業務）

第31条 受注者は、募集要項等及び本件提案に基づき、解体撤去業務を行うものとする。

- 2 第21条から第30条までの規定は、解体撤去業務に準用する。なお、「施設整備対価 A-2（建設業務費用）及び施設整備対価 A-3（外構工事費用）」とある部分は「施設整備対価 A-4（解体撤去業務費用）」と読み替えるものとする。

第7章 予約システム・運営支援システム整備業務

（予約システム・運営支援システム整備業務）

第32条 受注者は、募集要項等及び本件提案に基づき、予約システム・運営支援システム整備業務を行うものとする。

- 2 受注者は、定期的に、又は発注者の請求がある場合には随時、予約システム・運営支援システム整備業務の進捗状況に関して発注者に報告するとともに、必要があるときは、予約システム・運営支援システム整備業務の内容について発注者と協議するものとする。
- 3 発注者は、受注者に対して、予約システム・運営支援システム整備業務の処理状況について随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、予約システム・運営支援システム整備業務の実施について必要な指示をすることができる。
- 4 受注者は、法令を遵守のうえ、工程表で定められた提出期限までに、予約システム・運営支援システムを整備し、発注者の確認を受けなければならない。
- 5 第14条から第19条までの規定は、予約システム・運営支援システム整備業務に準用する。

第8章 共通事項

(特許権等の使用)

第 33 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、募集要項等又は実施設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第 34 条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物」という。）の形状等について意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に関する意匠の実施を無償で承諾するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第 35 条 発注者が受注者に貸与し又は支給する調査機械器具、図面、本業務に必要な物品並びに発注者が受注者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具（以下、発注者が受注者に支給するものを「支給材料」といい、発注者が受注者に貸与するものを「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等及び実施設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しにあたっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集要項等及び実施設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 9 受注者は、募集要項等及び実施設計図書に定めるところにより、本業務の完了、募集要項等及び実施設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が募集要項等及び実施設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(関係者等に関する措置請求)

第 36 条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(条件変更等)

第 37 条 受注者は、本業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、募集要項等、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと。
 - (4) 募集要項等に表示された自然的若しくは人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること、又は工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等募集要項等に表示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 募集要項等で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を

受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し募集要項等を訂正する必要があるものについては、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、募集要項等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、募集要項等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者が協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は必要があると認められるときは、該当業務の履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等及び実施設計図書の変更)

第38条 発注者は、必要があると認めるときは、募集要項等又は実施設計図書の変更内容を受注者に通知して、募集要項等を変更し又は実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、該当業務の履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第39条 受注者は、天候の不良、第23条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第40条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第41条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第39条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間変更の請

求を受けた日) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 履行期間の変更があった場合は、受注者は当該変更契約締結後7日以内に新たに工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(請負代金額の変更方法等)

第42条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(物価変動に基づく請負代金額の改定)

第43条 施設整備対価 A-2 (建設業務費用)、施設整備対価 A-3 (外構工事費用) 及び施設整備対価 A-4 (解体撤去業務費用) のうち、直接工事費及び共通費など直接施工に必要となる経費 (建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費、火葬炉設備工事費、昇降機設備工事費など各種工事費を含む。) について、発注者又は受注者から請求があった場合には、それぞれ着工前及び工事期間中 (着工日から工事完成2か月前までの期間) について、別紙2に従って改定するものとする。

(臨機の措置)

- 第44条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他本業務の履行上特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第45条 工事目的物その他の本業務の成果物の引渡し前に、工事目的物その他の本業務の成果物又は工事材料について生じた損害その他本業務を履行するにつき生じた損害 (次条第1項若しくは第2項又は第47条第1項に規定する損害を除く。) については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害 (第75条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。) のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 46 条 本業務について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 75 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本業務に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本業務につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他本業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 47 条 工事目的物その他の本業務の成果物の引渡し前に、天災等（募集要項等で基準を定めたものにあつては当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物その他の本業務の成果物の出来形部分、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具等に損害が生じたときは、受注者はその事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 75 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物その他の本業務の成果物（出来形部分を含み、以下本条において「工事目的物」という。）、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 24 条第 2 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 55 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(法令変更)

- 第48条 受注者は、本契約の締結日以降に法令等（法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。）の変更（以下「法令変更」という。）がなされたことにより、募集要項等及び本件提案に従って本業務を行うことができなくなった場合には、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、本契約に基づく自己の義務が適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 3 発注者が受注者から第1項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令変更に対応するために速やかに協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の施行日から120日以内に協議が調わない場合、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本業務を継続するものとする。
- 4 法令変更により本業務につき受注者に生じた増加費用及び損害の負担は、別紙3に従うものとする。なお、発注者及び受注者は、必要に応じ双方協議の上、かかる増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(請負代金額の変更に代える募集要項等又は実施設計図書の変更)

- 第49条 発注者は、この契約の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更し又は実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、募集要項等又は実施設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第50条 受注者は、設計業務、建設業務、解体撤去業務又は予約システム・運営支援システム整備業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から設計業務については10日以内、建設業務については14日以内、解体撤去業務については14日以内、予約システム・運営支援システム整備業務については14日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、各業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

らない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物その他の本業務の成果物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって本業務の完了を確認した後、受注者が工事目的物その他の本業務の成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、本業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第51条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、各業務毎に別紙4に定める支払日まで請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の支払日までの期間（以下、「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前金払及び中間前金払)

第52条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託した場合には、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、各業務毎に別紙4に定める額以内の額の前払金の支払いを請求することができる。ただし、施設整備対価 A-5（その他費用）についてはこの限りではない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該補償契約の相手方たる保障事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した場合には、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、各業務毎に別紙4に定める額以内の額の中間前払金の支払いを請求することができる。ただし、施設整備対価 A-1（設計業務等費用）についてはこの限りではない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

- 6 受注者は、第4項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金の前払いに係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、各業務の請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の、施設整備対価 A-1（設計業務等費用）については10分の3、施設整備対価 A-2（建設業務費用）、施設整備対価 A-3（外構工事費用）、施設整備対価 A-4（解体撤去業務費用）については10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から、各業務に係る受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）をそれぞれ差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第54条まで同じ。）（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 8 受注者は、各業務の請負代金額が著しく減額された場合において、各業務に係る受領済みの前払金の額が減額後の請負代金額の、施設整備対価 A-1（設計業務等費用）については10分の4、施設整備対価 A-2（建設業務費用）、施設整備対価 A-3（外構工事費用）、施設整備対価 A-4（解体撤去業務費用）については10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6とし、1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、当該請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第51条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額から、その増額後の請負代金額の、施設整備対価 A-1（設計業務等費用）については10分の4、施設整備対価 A-2（建設業務費用）、施設整備対価 A-3（外構工事費用）、施設整備対価 A-4（解体撤去業務費用）については10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第53条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額（設計業務）又は請負代金額（建設業務）、請負代金額（外構工事）、請負代金額（解体撤去業務）が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。ただし、前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないものとする。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 54 条 受注者は、設計業務に係る前払金を、設計業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（設計業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 2 受注者は、建設業務（外構工事を除く。以下第 59 条まで同じ。）に係る前払金を、建設業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（建設業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 3 受注者は、外構工事に係る前払金を、外構工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（外構工事に於いて償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 4 受注者は、解体撤去業務に係る前払金を、解体撤去業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（解体撤去業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第 55 条 受注者は、建設業務又は外構工事に係る工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 24 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては募集要項等及び実施設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額（建設業務）又は請負代金額（外構工事）の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）について、次項から第 7 項に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、建設業務及び外構工事のそれぞれにつき、工期中●回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、募集要項等及び実施設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、別紙 4 に定めるところにより、部分払を請求することができる。
- 6 第 1 項の場合において、受注者が既に前金払により建設業務又は外構工事に係る請負代金額の一部の前払を受けているときは、同項の規定により請求をすることができる額は、次の算式により算定して得た額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

- (1) 部分払がまだ1度もなされていない場合

請負代金額（建設業務又は外構工事）相当額 $\times$ $\left(\left(9/10 \right) - \left(\text{前払金額} / \text{請負代金額（建設業務又は外構工事）の額} \right) \right)$

- (2) 部分払が既になされている場合

$\left(\text{請負代金額（建設業務又は外構工事）相当額} - \text{既に部分払の対象となった請負代金額（建設業務又は外構工事）相当額} \right) \times \left(\left(9/10 \right) - \left(\text{前払金額} / \text{請負代金額（建設業務又は外構工事）の額} \right) \right)$

- 7 第53条第2項ただし書の規定により受注者が保証契約を変更しないため保証期間が満了した場合において、当該保証期間満了後に請負代金額（建設業務又は外構工事）について部分払として請求することができる額は、次の算式により算定して得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

- (1) 部分払がまだ1度もなされていない場合

$\left(\text{請負代金額（建設業務又は外構工事）} \times \left(9/10 \right) \right) - \text{当該業務等の前払金額}$

- (2) 部分払が既になされている場合

$\left(\text{請負代金額（建設業務又は外構工事）} \times \left(9/10 \right) \right) - \left(\text{当該業務等の前払金額} + \text{当該業務等に関し既に部分払されている額} \right)$

（部分引渡し）

第56条 第50条及び第51条の規定は、工事目的物、設計図書及びその他の本業務の成果物について、発注者が募集要項等又は実施設計図書において本業務の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分に係る本業務が完了したときについて準用する。この場合において、第50条中「本業務」とあるのは「指定部分に係る本業務」と、「工事目的物その他の本業務の成果物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物その他の本業務の成果物」と、同条第5項及び第51条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により準用される第51条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第50条第2項前段の通知をした日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- (1) 設計業務に係る部分引渡し

$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する当該業務の請負代金の額} \times \left(1 - \text{当該業務の前払金額} / \text{当該業務の請負代金の額} \right)$

- (2) 建設業務又は外構工事に係る部分引渡し

$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する当該業務の請負代金の額} - \left(\text{当該業務の前払金額} \times \text{指定部分に相応する当該業務の請負代金の額} / \text{当該業務の請負代金額} \right)$

（債務負担行為に係る契約の特則）

第57条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 9 年度
令和 10 年度
令和 11 年度
令和 12 年度

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第 58 条 第 52 条に定める前金払及び中間前金払については、それぞれの支払時期における発注者の予算の範囲内で行うことができるものとする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第 59 条 債務負担行為に係る部分払においては、受注者は、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。また、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの支払限度額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。
- 3 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 55 条第 6 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{当該会計年度における部分払請求時までの出来高金額（出来高超過額を含む。以下同じ。）} \times 9 / 10 - (\text{当該会計年度の前払金額} \times \text{当該会計年度における部分払請求時までの出来高金額} / \text{当該会計年度の支払限度額}) - \text{当該会計年度の既部分払金（出来高超過額に対する当該会計年度当初の部分払金を含む。）の額}$$

- 4 各会計年度において、建設業務及び外構工事に係る部分払を請求できる回数は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 建設業務 各●回
- (2) 外構工事 各●回

(第三者による代理受領)

第 60 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して第 51 条（第 56 条において準用する場合を含む。）又は第 52 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 61 条 受注者は、発注者が第 52 条、第 55 条又は第 56 条において準用される第 51 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 62 条 発注者は、引き渡された設計図書又は工事目的物その他本業務の成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 設計図書又は工事目的物その他本業務の成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 63 条 発注者は、本業務が完了するまでの間は、次条又は第 65 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 64 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に本業務の履行を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本業務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第 21 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 62 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

- (5) この契約における仮契約を締結した後、この契約が本契約としての効力を生じるまでの間に契約を締結することが適切でない事情が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 65 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第 67 条又は第 68 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 基本契約第 19 条第 3 項の規定により基本契約が解除されたとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 66 条 第 64 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 67 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 68 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 38 条の規定により募集要項等又は実施設計図書を変更したため、請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 17 条又は第 28 条（第 31 条第 2 項又は第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による本業務の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは 6 月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 69 条 第 67 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 70 条 発注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 52 条（第 58 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第 55 条及び第 59 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場

合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 64 条、第 65 条、又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定した率の割合で計算した額を、解除が第 63 条、第 67 条又は第 68 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 64 条、第 65 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 63 条、第 67 条又は第 68 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（発注者の損害賠償請求等）

第 71 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に本業務を完了することができないとき。
- (2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 64 条又は第 65 条の規定により、本業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第64条又は第65条の規定により、本業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 本業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号の再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 6 第2項の場合（第65条第8号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第72条 受注者は、基本契約第9条第6項に該当したときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者が受注者に対してその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 発注者は、受注者が共同企業体等であり、既に解散しているときは、当該共同企業体等の代表者又は構成員であったすべての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該共同企業体等の代表者又は構成員であった者は、連帯して第1項の規定による賠償責任を負うものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第73条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 67 条又は第 68 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 51 条第 2 項（第 56 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 74 条 発注者は、引き渡された実施設計図書又は工事目的物その他成果物に関し、第 50 条第 4 項（第 56 条において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、実施設計図書又は工事目的物その他成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された実施設計図書又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第 75 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を募集要項等に定めるところにより、別紙 5 に定める火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第76条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第77条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福島県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第36条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

- 第78条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第79条 この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

- 第80条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

(以下余白)

別紙 1 モニタリング実施要領

【募集要項別紙 4 に基づき規定する。】

別紙 2 物価変動による支払対価の改定

【募集要項別紙 3 に基づき規定する。】

別紙3 法令変更による増加費用及び損害の負担割合

	発注者負担割合	受注者負担割合
① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす 法令等の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税・地方消費税に関する変更 (なお、消費税・地方消費税の税率が変更された場合は指定管理料の改定を行う。)	100%	0%
③ ①及び②以外の法令等の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、本業務及び本業務類似のサービスを提供する事業に関する事項について特に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び受注者若しくは本業務に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙4 対価の構成・支払方法

【募集要項別紙2に基づき規定する。】

別紙 5 受注者が付保する保険

付保すべき保険の内容は、事業者の提案によるものとし、提案に応じて契約締結時までに決定する。